

後期高齢者医療保険料

26・27年度の保険料の料率などが決まりました

1月の東京都後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」)議会で、26・27年度の後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率と軽減措置などが決まりました。後期高齢者医療制度(以下、「医療制度」)の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。

保険料の料率の見直し

都内の料率は均一です。広域連合では、2年間の財政運営期間における「医療給付費」などの推計に応じて料率を定めます。今後も「医療給付費」は増加が見込まれ、料率を見直すことになりました。そのため、被保険者の皆さんに一定のご負担をお願いせざるを得なくなりました。

図1 医療費と医療給付費の財源構成

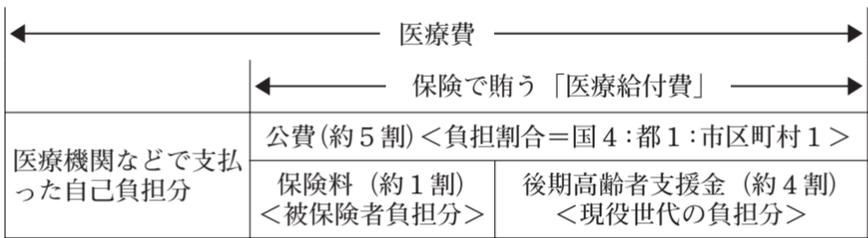


図2 26・27年度の年間保険料額の算出式

年間保険料額 100円未満切り捨て (限度額57万円) = 均等割額 被保険者1人当たり 42,200円 + 所得割額 賦課のもととなる所得金額(※1) × 所得割率8.98%

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表1 均等割額の軽減

同じ世帯にいる医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」を基に軽減割合を判定します。

Table with 3 columns: 「総所得金額等の合計(※2)」が下記の基準額に該当する世帯, 軽減割合, 軽減後の金額. Rows include categories like '33万円以下' and '【軽減拡充】33万円+(24万5,000円×被保険者の数)以下'.

※2 65歳以上(26年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。ただし、この高齢者特別控除は所得割額の計算では適用されません。

表2 所得割額の軽減

医療制度の被保険者の「賦課のもととなる所得金額」を基に軽減割合を判定します。

Table with 3 columns: 「賦課のもととなる所得金額」が下記の基準額に該当する方, 軽減割合, 【参考例】公的年金収入のみで他の所得がなく、下記の年金収入基準額に該当する方. Rows include '15万円以下', '20万円以下', '58万円以下'.

※3は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

国民健康保険

25年11月分の診療費をお知らせします

国民健康保険は、私たちの健康と生命を守る大切な制度です。国民健康保険の健全な運営にご理解、ご協力をお願いします。

25年11月分の診療費(市内)

◎一般被保険者Ⅱ診療件数 2万7494件▼診療費 6億2056万9215円▼

◎退職被保険者Ⅱ診療件数 14555件▼診療費 3041万1510円▼一件当たりの金額 2万901円(前年度比84.3%)

※出典は「国民健康保険毎年度比84.3%」

個別の相談は、市保険年金課高齢者医療係 ☎470・7846へ。

公立昭和病院の経営形態の見直しについて

公立昭和病院は、19年12月に総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」を受け、20年度から5年間を計画期間とする「公立昭和病院改革プラン」を策定し、経営改善に取り組みできました。

公立昭和病院は、19年12月に総務省が策定した「公立病院改革ガイドライン」を受け、20年度から5年間を計画期間とする「公立昭和病院改革プラン」を策定し、経営改善に取り組みできました。国のガイドラインでは、検討課題の一つとして「経営形態の見直し」について検討することが義務付けられました。

そこで、専門的な知識を有する公立昭和病院8市医師会連絡協議会長・副会長、他外部委員8人を含む計13人で組織した「改革プラン検討委員会」を設置し、経営形態の見直しについて検討を行ってまいりました。その結果、24年3月31日付で同委員会から「病院経営における4つの経営形態(公営企業法の一部適用、同法全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度)を比較した結果、権限の一元化や責任の明確化により、今後の医療を取り巻く環境変化に迅速かつ弾力的に対応できるようにするため、昭和病院組合の病院事業については、現行の公営企業法の地方公営企業法の一部適用から、全部適用にするのがより良い」とする提言が昭和病院組合管理者(小平市長)に報告され、25年11月12日の組合理事会において、最終決定されました。

形態については、全国的にも「全部適用」への移行が徐々に進んでおり、同組合として先進事例病院を参考にしながら速やかな移行を図ります。さらに、今後5年間の新たな計画である「公立昭和病院新中期計画」に基づき、各種取り組みを実施することにより、公立病院の役割を維持しながら、経営の効率化・経営的な黒字化、医療サービスの向上を図り、将来予想される医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるように機動的・弾力的な運営を行うよう努力していきます。

【全部適用】への移行は、8月1日(金)を予定しています。引き続き、ご理解・ご協力をお願いします。詳しくは同組合事務局経営企画課 ☎461・0052(内線2260)へ。



を受ける機会が多いのですが、「やせたいので、朝食は摂らないのが良いですよ」といった気になる質問もあります。朝食を抜いて活動するためのエネルギーが不足すると、筋肉を分解してエネルギーに変えることも。すると基礎代謝(筋肉量)が減り、逆に太りやすい体になってしまいます。今年度から、「今日からできるマイプラン」と題して、簡単に始めて、続けられる健康づくりのポイントを年4回、シリーズで、医学博士の古井祐司氏に紹介していただきます。初回は、街中でできるメタボ対策です。

仕事柄メタボに関する相談が期待できるだけでなく、歩幅を意識すると自然に胸を張るカッコ良い姿勢になります。新緑を肌で感じながら市内を散策してみたいいかがですか。詳しくは保険年金課 ☎470・7733へ。